

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400177号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2500018号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、昭和56年4月1日を同年7月1日に訂正し、同年4月から6月までの期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項(以下「厚生年金特例法」という。)の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る昭和56年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月1日から同年7月1日まで

私は、A社に昭和54年4月1日から昭和56年6月30日まで勤務していたが、国の記録では同社に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和54年4月1日から昭和56年4月1日までの24か月と記録されている。私が年金を受給する際に発行された企業年金連合会老齢年金裁定通知書によると、B厚生年金基金の加入月数が27か月と記載されている上、同社が発行した退職証明書によると、昭和56年6月30日付けで退職したことが確認できるので、同年7月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社が発行した退職証明書及び企業年金連合会老齢年金裁定通知書、請求者に係る雇用保険被保険者の記録、同社から提出された人事記録の写し、給与データ及び回答並びにB厚生年金基金から提出された加入員適用記録

照会により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、A社から提出された給与データ及び同社の回答により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る昭和 56 年 7 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連事情及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。